

1962年6月28日(第13回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前11時3分~午後7時45分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	1番	仲村	春正	4番	佐喜真	慎ゆう	5番	中山	勝正	豊六	善徳	朝信
6番	安里	良朝	7番	崎間	健一郎	8番	中知	山花	8番	正清	大善	朝信
9番	米須	清ゆう	10番	伊本	正重	11番	花城	本山	11番	正清	大善	朝信
12番	中里	幸助	13番	松本	朝宣	14番	山本	山	14番	正清	大善	朝信
15番	天久	盛雄	16番	当山	伸太郎	17番	安次富	17番	正清	大善	德信	朝信
18番	稻穀	繁盛	19番	笠里	敏行							

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により講事説明のため出席したものは次の通りである。

村長 仲村 春勝 助役 吳屋 真徳 総務課長 松川 正義  
財政課長 当山 善喜 経済課長 沢し 安一 水道課長 奥里 将作  
建設課長 桑江 良徳

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正義 書記 照屋 稔 伊佐 正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1, 議案第16号 宜野湾村職員定数条例の1部を改正する条例について

日程第2, 議案第17号 宜野湾村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3, 議案第18号 宜野湾村とちく場使用料収取条例の決定について

日程第4, 宜野湾村手数料及び使用料収取条例の一部を改正する条例について

日程第5, 宜野湾村上水道給水条例の一部を改正する条例について

日程第6, 議案第23号 宜野湾村基本財産金積立条例の一部を改正する条例について

日程第7, 議案第25号 財産の取得について

日程第8, 議案第24号 基本財産基金積立金の一般会計への繰入れについて

日程第9, 議案第26号 予算の繰越について

議長～出席13名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので只今より本日の会議を開きます。(午前11時3分)

議長～日程第1、議案第16号 宜野湾村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本案は総務委員会に付託してありましたが、委員会より結果報告が参つておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議長～総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～只今書記長が朗読した通りでありますが、尚財政課が2名、建設課が2名、水道課が2名となつておますが、徴税には特に力を入れてもらいたいと要望しております。建設課の方は現在グレーターの運転手もいるが、新しくフルがいるので増員すべきであると、又水道課関係の方は健全運営をするためにどうしても必要であるとのことで原案通り可決すべきものと決定しております。以上以つて報告を終ることに致します。尚詳しいことについては質疑にお答えしたいと思つております。

議長～本案に対する質疑を求めてます。

議長～4番議員の報告出席を報告致します。

議長～質疑がなければ打切りたいと辰いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～本案に対する討論を求めてます。

19番～付帯意見にもあります通り特に職員の採用に当つては当然であると思う。各部問において特に必要の定数であり、又特に補助職員の場合は各々分野、各々専門的に分けての職員採用であると、財政面では特に今まで事務改善を要するのがあつた。徴税と予算の消化の面が特に重要視されていました。水道課も健全運営と云う面の庶務集金人という事で非常に当を得た改正であると思いますので委員会案に賛成致します

議長～外に要つた御意見はございませんか。なければ本案に対する討論を終結したいと思いますが、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～では議案第16号 宜野湾村職員定数条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。委員会案通りに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので本案は委員会案通り原案通り可決決定致します。

議長～日程第2、議案第17号 宜野湾村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本案は総務委員会に付託しておりましたが、委員会より報告書が参っておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議長～総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～只今書記長が朗読した通りであります。社会現況からして、どうしても改正すべきであると、又市にも昇格するので全般的に改正すべきであると云うことで原案通り可決すべきものと決定しております。尚詳しいことについては質疑にお答えしたいと思つております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～13, 8, 18番の出席を報告致します。

13番～臨時職員の1,30\$ - 30以内と、30\$となると倍になるが、何故か

議長～暫休願致します。(午前11時27分)

議長～再開致します。(午前11時41分)

議長～17番の出席を報告致します。

12番～勤務日数について、週44時間、臨時の場合は常勤を要さない職員と月額で採用した場合制限が加えられるかどうか。

総務課長～週44時間しか出来ないと見えます。

12番～勤務日数について、日額を入れて契約をするかどうか分らないが、普通の場合週44時間と条例にあるが、臨時の場合もそうなるのか。

総務課長～条例にもあるし、臨時も全体を対象にしてやると打出してあるので特殊契約にしてない。

議長～外にありませんか。なければ本案に対する質疑を打切りたいと思います。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので本案に対する質疑を打切ることに致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

13番～社会経済の現況からして当然であり、又日額、月額の給与体系の整理等の点からも改正する必要があると思いますので委員会案に賛成致します。

議長～外にありませんか。なければ本案に対する討論を終結したいと思うが

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～では議案第17号 宜野湾村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。  
委員会案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、議案第17号、宜野湾村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案通り可決決定致します。

議長～日程第3、議案第18号、宜野湾村とちく場使用料徴収条例の設定についてを議題と致します。本案については、給料総務委員会に付託してありましたが、委員会より報告書が参つておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。(午後12時00分)

議長～再開致します。(午後12時15分)

15番～原案では19条の項に追加項もあるから、この項も審議されたかどうか。55\$を70\$に、1\$を3\$にとの内容になつてているが、原案には19条中次の項を加えるとして、90\$以内となつてているが、この項も審議したかどうか。

議長～暫休憩致します。(午後12時17分)

議長～再開致します。(午後12時19分)

15番～法でうしうま、ぶた、山ぎなどのと殺もあると思うがやぎ等について  
考えられなかつたか。

総務委員長～当然いれるべきである。村としてなければ良いもののもしあつた  
場合は考えないと思う。条例の性格からしてそう云つたものもあるべきと思う。

議長～暫休願致します。(午後12時20分)

議長～再開致します。(午後3時44分)

17番～第4条で適用しなければならないが、法的に効果があるか。第5条の  
原案では削づつたらどの様な支障があるか。

総務委員長～第4条に前納しなければならないとあるが、使用者に対して、使  
用条例はそういう考え方たで良いんだと、これは村長の権能と義務を  
うたつた両立の条例である。前納しなければないと相手方の義務  
付けてある。前納せしめなければならないと云う義務がうたつてあり  
あえて使用者側に對してどういう事はない。5条さ削つた理由、料金  
を払つて使用すると云う場合は施行の規程で定めるという事。

議長～只今4時であります。時間延長をしたいと思うが御異議ございません  
か。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

19番～1つの条項について7月1日から使用出来る場合になつているが、実  
際問題として条例の適用はどうなるか。

総務課長～宜野湾市とうたつた方が正しいじやないかと思う。しかし市になら  
ない前に出されているのでその点は次年度からになると思う。何時から  
適用すると云う事でありますので、これで良いと思います。

19番～7月1日から適用となつておりますが、支障はないか。

財政課長～設備は出来ていますので支障はないと思う。上水道を引く様にして  
いますが未だありますが、その間タンクからの水を使用して出来る  
と思う。

13番～使用料は負担行為であると、他の基準によりとあります。ぶたの場合  
必ずしも60セント徴収しなさいと云う意味にはならないと思う。こ  
れはあくまで基準であると思うが当局の考え方はどうか。

総務課長～この方は他の基準によるとなつていますが、その基準には60セントでありますので、以外の基準は御座居ません。他の基準により徴収するということですから60セント以外には他に方法はないと言ふ事になります。徴収する事についてはあくまでも条例で使用料徴収であるから徴収条例の性格からすると、徴収、諸問題調査は村長の権限でありますので、この条例にもとづいて賦課徴収、法例、これを義務付けるのがこの關係条例でありますので、これではつきり徴収するという事になります。

17番～第4条の減免規定であるが、特別事情によつて村長が減免するとなつているが、どういつたものを想定しているか、その範囲についてはどの様な範囲か。

総務委員長～特別の事情というものは、詳しく述べたものがあるとは云えないと思う。

19番～7月1日から使用出来なくて、仮と場を使用した場合その使用料は如何なる方法できめられるか。

議長～暫休願致します。(午後4時25分)

議長～再開致します。(午後4時27分)

15番～ゆわかしの燃料費について組合で徴収するという事になると、又問題にあると思うが使用料に含めて考えた事はないか。

総務委員長～検討してない。使用する人であるので村長の権能は発生しないと納付義務と徴収義務を有するものは村長でないので。

17番～条例の第5条の使用者が、さき、その他不正行為により使用料の徴収を免れたときは、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過料すとあるが、5倍以下となると村長の認定で過料が当然免ぬかれると解されるがこのはつ則は何をもとに制定されたか。

総務委員長～自治法の第156条によつて、その5倍の額と云うのははとんどわずかの金額であります。

議長～暫休願致します。(午後4時41分)

議長～再開致します。(午後4時51分)

議長～大体質疑もつきた様であります。質疑を終結することに御異議ございませんか。

(異議ございませんか)

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～では議案第18号、宜野湾村とちく場使用料徴収条例設定についてを表決に付します。委員会案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本案については委員会案通り原案の一部を修正して可決することに決定致します。

議長～日程第4、議案第19号 宜野湾村手数料及び使用料徴収条例の1部を改正する条例についてを議題と致します。本案は総務委員会に付託してありましたが委員会より報告書が参つておりますので一応書記長をして朗読せしめます。

議長～総務委員長の報告を求めます。

総務委員長～本案は先きの議案第18号とも関連し、新しい条例を設定することによつて必要がなくなるので削除すると、尚詳しい事については、質疑に応じたいと思つております。

議長～本案に対する質疑を求めます。

19番～条例改正については、慎重をきさねば出来ないが、第5条を削し、第6条は生きるがどうか。

総務委員長～これは検討してありません。

総務課長～第2号が残るので第6条は必要であります。

19番～第2号が第1号になるが、

総務課長～これは現在も前納でありますので。

12番～と場の使用料徴収条例が設定されるので現条例からその部分を削除することでありますが、使用料全般について検討したかどうか。

総務委員長～してありませんが、市にも昇格するし、全般的に検討しなければ出来ない時期に来ていると思います。

12番～第1条についてどうして改正しなかつたか、将来改正する意図があるかどうか。

議長～暫休願致します。(午後5時03分)

議長～再開致します。(午後5時10分)

議長～大体質疑もつきた様であります、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので左様決定致します。

議長～では本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～では議案第19号宜野湾村手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。委員会案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので議案第19号宜野湾村手数料及び使用料徴収条例の一部を改正する条例については原案通り可決決定致します。

議長～日程第5、議案第22号、宜野湾村上水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本案は総務委員会に付託してありました、委員会より報告書が参っておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議長～総務委員会の報告を求めます。

総務委員長～只今事務局が朗読した通りでありますが、主な点は以下の点、事際問題として独立採算制の事業であるので、充分検討し、又他のものは法体系との問題であります。尚詳しいことについては質疑に

総務　応じないと思います。

議　長～本案に対する質疑を求めます。

15番～今ようち園にほとんど公民館と兼ねて使用しているが、官公用と、  
ようち園用と区別が出来るかどうか。

総務委員長～向こうからどの様にして申し込まれたか、と云う事であり、よ  
うち園用としてか、公民館用としてがその申請で適用出来ると思う  
がどちらが主体であるかと云うことになると思うが。

議　長～暫休憩致します。(午後5時30分)

議　長～午後5時36分)

17番～料金の比較検討されたかどうか。

総務委員長～他市町村との比較検討については、那覇の場合基本料金が1\$  
超過が1立法米毎に16セント、コザの場合は同じく8立方米で基  
本料金が1.50\$、超過が17セント、それで宜野湾村は、相当高い  
と云われていますが、基本料金は高いが、超過水料は安くなつて、  
多く使う人は安くなっています。実際問題として取支のバランスは未だ取  
未だ取れておりません。自治法では、ほあくしろとなつております。  
ものの未だそこまで行つておりません。従つてこの提案をされた場  
合委員会としては当然その点からすると当然検討出来ない様な立場  
にあつたそう思う訳です。しかし現況の水道の水代には相当非難を  
されつつありますので、何んとかそこで大きなあなたがわなければ  
値下げも可能ではないかと云う状況でありますので、そういう立  
場であります。何んと致しましても値下げによつて9,318\$と云  
う減収になりますが、これはいたしかたない問題になりますが、然  
しながら内容を見ました場合は、第1次認可によつて、第2期工事  
域は3期にまたがつて施行されますので、相当の剰余があると云う  
ことでありますので問題は地域的な区画によつて出された場合は、  
そうすべきであります。問題は1期の延長であります。故に今  
2期で出すべき金であつたか、3期で出すべきであつたかとなりま  
すが相当の利潤が出ていますので、今回この様な値下になつた  
のであります。

17番～基本水量8立方米を使えない世帯が相当多いと、そこで非常に不き  
ん行であるが、5立方米位使う世帯に対し、基本水量を5立方米に  
段階をもうける必要はなかつたか。この様にしたとき収入にどの位  
の減となるか。

総務委員長～各学校職員数とするよりは、児童生徒が主に水の使用するの  
で生徒の数とした方が妥当と願うので改正した。職員数と児童数

とは必ずしも比例しませんので主に使用する生徒の数を基本にした方が妥当だと思います。

17番～何か学校職員数と入れたからには何か根きようがあつての事と思いますが。

議長～暫休憩致します。（午後5時48分）

議長～再開致します。（午後6時00分）

議長～大体質疑もつきた様であります、打切ることに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので本審に対する質疑を打切ることに致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

17番～今度の30セントの値下げに対しては当局の大きな努力の賜物であるし、時期的にも適切な処置であり、その努力は大いに認めるべきであると、しかしながら需要家の間ではまだまだ高いと云う声があり那覇やコザに比較すると、尚これが理由となる点がありますので今後尚努力してもらつて経費の節減や又いつかも指摘しております通り料金の徴収の面においても或程度検討を加えまして、向上させると云ふうに考えられる点がありますのでこの点強力におし進めてもらつて、今後も努力して載いて尙外の都市並みの料金にしらうよう御要望申し上げまして、委員会案に賛成致します。

議長～外にありませんか。なければ討論を終結したいと思いますが。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～では議案第22号、宜野湾村上水道給水道条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。委員会案に御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～では御異議がございませんので本案については委員会案通り原案を一部修正して可決することに決定致します。

議長～暫休憩致します。（午後6時15分）

議長～再開致します。(午後6時15分)

議長～日程第6 議案第23号宜野湾村基本財産基金積立条例についてを議題と致します。本案は総務委員会に付託してありましたが、委員会より結果報告書が参つておりますので、一応書記長をして朗読せしめます。

議長～総務委員長の報告を求めます。

総務委員長 基本財産の基金として積立てはしたもの、それから非常災害又はその他の面から積立てより一般財源として使用しなければならないと云つた場合に非常災害の場合は当然ないとせず、条例とか別に対策を立てるべき基本財産の場合としては剰余金の50%は是非積立てなければならないと基本財産を取得出来る想定のもとに必要であるので、こうして条例として設置してある。これ等等の関連はどうかと、規本財産取得や一般財源としても使用出来ると云う話があるのに尚改正する必要があるかどうかという事について問題になつたのであります。この報告書にもある通り、関係法例も検討しましたが、とくに現行においては、非常災害の場合の救助法も今まで任せたのか。全く示されてはないので義務として、これでこれをいかにするかと云うとこれを獲得する為の条例がない。それについては欠かんが出ていたのだ。以上を申しあげて報告します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

10番～減額又は停止と云うときは別に議案が出されてやるか、或は予算の更正で出来るか。

総務課長～当初予算の場合ですね。これは現行の基金の積立てからすると当初予算において剰余の50%積立てなければならないと云う事になつていて、減額がきまれば、災害や、臨時の支出が起きた場合は、予算で減額しておかんとこう云つた処置が出来ないと云う様な意味合であります。例えば本年度にあります様に1万何千円と云う様な使用的の場合に、もしこの条項がないとすれば5,000円そのまま減額となつて来るのである。それで今年の様に必要があつた場合、それを減額したり例を示されての使用となります。

10番～この議決と云うのは、本年は中止する事が或は予算上にあらわさなければ議決するとみなさないか、その区分について。

総務委員長～現行では、どうしても50%は積立てる。

総務課長～とく別案件として出さなければ予算上だけでは出来ない。

議長～外にありませんか。なければ質疑を打切りたいと思うが。

(異議なしと候ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定致します。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定致します。

議 長～では議案第23号 宜野湾村基本財産基金積立条例の一部を改正する  
条例についてを表決に付します。委員会案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので本案については委員会案通り可決決定致します。

議 長～日程第7、議案第25号 財産の取得についてを議題と致します。  
書記長をして朗読せしめます。

議 長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

助 役～この方は議案第24号とも関連しますが、財産の取得については、議  
会の議決を要することになつております。予算措置、或は議案第24  
号の当初予算での一般財源への繰入措置とも関連しまして、両議案に  
ついては措置されているが、負担金の財産取得については措置されて  
おりませんので。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫休憩致します。(午後6時40分)

議 長～再開致します。(午後6時43分)

15番～琉海株に増資という事であります。この700株を持たなければい  
けないと云う理由があるか。それとも当局と致しましても700株を  
外の事業面にもらられた方が良いと云う様に我々は思つておりますが、  
これはあくまでも責任株であるのか。

助 役～この方については、議案にも説明してある通りであり、持株に対して  
この割当株の分を優先権をあたえていると云う事で責任株と云う事で  
はない。しかし、この様なのは村の基本財産としてもたれている關係

からしてどうしても基本財産と云う面は結局は少いより多いのが良いのではないかとこういう考え方であります。又本村の財産面からして外の面とともにらみ合せて、財源を活用するとの事でございますが、折角あたえられた権利を基本財産を多くするには、こう云つた方が良いんじやないかと財政の方は本年度に限られずひんぱん状態でございまして、本年度に限ると云う意味でなくして、今後もそういうふうにして続けて行くのじやないかと考えられるか。そういう場合は基本財産をふやした方が良いんじやないかと考へられるか。そういつた場合結局はないときには基本財産をふやした方が良いんじやないかと、ないときであらうが、あるときであらうがこういう権利をあたえられたときでなければ、ふやして行く事がないんじやないかと思ひ、こういつた権利は行使した方が良いんじやないかとこう云うのであります。

15番～現在充分検討されたと思いますが、今彌海の株として、85セントとなつて、実際の株価が平均相場が60セントであるわけですが、この額面についての株の値段はおそらく1ドルではないかという事であります。今度の持株85セントを1ドルにするという理事会の決定でありますがそうすると1割2分の配当をあてて残りの75セントの現金出資であるとこの分の増株の分も一応の増収分の予算額を見こんだわけですが、今は1株当たり85セントですね。それを今度1ドル株にする訳ですね。そのためには今の配当は1割2分も配当があると、それだけでは1ドルにみたない訳です。それを利益で支払うという訳ですか。

助 役～それについては定款を見ないと良くわかりません。

8 番～市有財産として、投資であるが、どう云う利益があるか、どう云つた利点があるか。この株の割当については向こうからおしつけられて求める様な感じがしますが。

助 役～利点と申しますのは一般公募でないかと云うのがあります。

8 番～私的に考えた場合どうしても財産取得しなければならないと云う訳ですか。

助 役～それについては、村としてではなく、株主としてその株式を盛立てるためには必要的なものである。

8 番～この株は異はなかつた場合どういう不利益になるか。

助 役～買うて利益、買はないで不利益と云うことなしに株主としてでありますから会社をそだてると云う事では当然買ふべきである。

講 長～暫休願致します。（午後6時55分）

講 長～再開致します。（午後7時4分）

議 長～外にありませんか。なければ質疑を打切りたいと思いますが、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないので左様決定致します。

議 長～本案に対する討論を求めます。

15番～会社の増し株を買うべきであるかと云う事については村という大きな面から考えた場合にはそれより株購入するより外に有意義に使える道があるんじゃないかと云う訳で今回の増株購入に対しては反対を表明します。

議 長～外にありませんか。

5番～原案に賛成であります。大体この提案から見ますと定款の方については村として増株をもつと云う事は村民の意志を高めるには是非こういう事は村民の意志を高める株をもつた方が良いと思いますので原案に賛成致します。

議 長～では議案第25号、財産の取得についてを表決に付します。原案に賛成の方挙手願います。挙手した者9名、少數に付き本案は否決になりました。

議 長～日程第8、議案第24号 基本財産基金積立金の一般会計への繰入れについてを議題と致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～質疑者の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定致します。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の声がございますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左様決定致します。

議 長～では議案第24号 基本財産基金積立金の一一般会計への繰入れについてを表決に付します。原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないので本案は原案通り可決々定致します。

議長～日程第9 議案第26号 予算の繰越についてを議題と致します。一応書記長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

助役～62年度の予算執行状況からして別紙議案の通り年度内では執行出来ないので消報車も年度内では出来ないし、政府予算も繰越する様手続きしてあります。又土木費も毎年のことありますが、工事の着工がおくれたためでもあります。ブルの点も修理の段階であり、どうしても年度内には修理は出来ないのでそれと土地購入費も事情によつてどうしても執行出来ないので提案してありますので宜しく御審議を願います。

15番～繰越、4款土木費についていくらの予算で繰越がいくらか、8款の土地購入費について1年余も出来ないのであるかどうか。

助役～土木費が3,000、8款はどうしても繰越して解決を見なければ出来ないと。

19番～消防車の購入について未だ2週間しかないが契約履行とはどうなるか

総務課長～契約者の話では、轟にはついているが税関の点で引渡しが出来ないと来月の5日位には出来ると契約の不履行については通関のすれありますので現物の納入は、4、5日までには出来るとのことであります。

19番～相手方の倍償についてどうするか。

総務課長～警察局としても繰越をしないと出来ないのでとの承諾を受けに来てました。又保安部の方も一しょに来て一般おくれたことありますので二つの点は配慮したいと思っています。

議長～大体質疑もついた様ですが進行して良いでしようか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左様決定致します。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がござりますので御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～では議案第26号 予算の繰越についてを表決に付します。原案に御異議ございませんか。

議長～御異議がございませんので本案は原案通り可決決定致します。

議長～本日の日程は全部終了致しましたのでこれを以つて本日の会議を終ることに致します。尚、明日は午前10時より再開することに致します

議長～\*\*\*散 会\*\*\* (午後7時45分)